

「国と地方の協議」(平成29年秋)規制の特例措置に関する協議結果

特区名	整理番号	提案事項名	提案事項の具体的内容	政策課題とその解決策	回数	担当省庁の見解						指定自治体の回答	内閣府整理
						【担当省庁の見解における対応欄内容】 A-1: 指定自治体の提案どおり総合特区で実施 A-2: 全国展開で実施 B: 条件を提示して実施 C: 代替案の提示 D: 現行法令等で対応可能 E: 対応しない F: 各省が今後検討 Z: 指定自治体が検討							
次世代自動車・スマートエネルギー特区	29205	震災時において、電気自動車等から一般電気工作物へ電力供給する場合の出力緩和	ガソリンや水素、電気などの次世代自動車を、様々な場所において、電気を供給するだけでなく、車両からの電気による熱供給、水の精製など避難所等における必要不可欠な「エネルギー」を十分に供給するために、複数台の次世代自動車を集め、大電流を供給する仕組み作りが重要である。地方自治体において行うが、大電流を供給する仕組みについて、国が「電気設備の技術基準の解釈」を改訂し、50kw未満まで出力できるようにする。	<p>(政策課題)</p> <p>さいたま市は、産業部門の温室効果ガス排出割合が他の政令指定都市と比較しても少ないものの、民生・運輸部門からの排出量が全体の約8割を占めており、本市における温室効果ガス削減対策としては、民生・運輸部門をターゲットとした対策が必要であった。そこで、2005年には「天然ガス自動車普及促進戦略」、2009年からは「E-KIZUNA Project」を展開し、温室効果ガスの削減といった低炭素化に向けた取組を進めてきた。</p> <p>しかし、2011年の東日本大震災では、市内全域において、計画停電やガソリン等が不足し、安定的な市民生活の維持や、市内企業の事業継続が困難となった。そのため、新たな取組として、「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の指定を受けて、EV、FCVといった次世代自動車の普及や、水素をはじめとした多種多様なエネルギーを災害時にも供給できる施設の整備など、平時の省エネ化と災害時の市民生活を守る仕組みの構築といった「レジリエンス都市」の構築について、民間企業や大学などとの協働により取り組んでいる。</p> <p>(解決策)</p> <p>これまで取り組んできたEV、FCVの普及により、他都市よりも普及率が高く、避難所にはVtoX機能の付加を進めているため、これらを活用して、災害時にも電源を確保して安定的な避難所運営を確保する。</p> <p>また、小規模の建物のピークカット及びデマンドレスポンスにも活用することで、平時における有効活用を図る。</p>	1回目	経済産業省	商務情報政策局 産業保安G 電力安全課	電気事業法 電気事業法施行規則 電気設備に関する技術基準を定める省令 電気設備の技術基準の解釈	<p>(1) 避難所等 の自家用 電気工作物への供給: D</p> <p>(2) 自宅等 の一般電気工作物への供給: Z</p>	<p>(1) 電気自動車等から自家用電気工作物に電気を供給する場合には、自主保安の原則のもと電気主任技術者の監督下で保安確保が図られるべきものであることから、詳細な施設方法については規定されていない。(参考資料: 平成26年3月10日 産業構造審議会 保安分科会 電力安全小委員会(第5回) 資料19)</p> <p>(2) 電気自動車等から一般用電気工作物に電気を供給する場合、電気設備の技術基準の解釈第199条の2において、電気自動車等の出力を10kW未満に制限している。これは、電気事業法施行規則第四十八条により、出力10kW未満の燃料電池自動車であれば、小出力発電設備となり一般用電気工作物として扱われるからである。(参考資料: 平成26年3月10日 産業構造審議会 保安分科会 電力安全小委員会(第5回) 資料6)</p>	<p>(1) 自治体が優先して取り込まれようとする、電気自動車等から自家用電気工作物に10kWを超える電力を供給することは、必要な安全確保措置が取られているのであれば、現行法においても可能である。</p> <p>(2) 電気自動車等から一般用電気工作物に電気を供給する場合は、一般電気工作物の設置者が必ずしも電気の知識を有していないため、電気自動車等からの出力を50kW未満まで可能とするには、保安が確保できるという十分な根拠が必要であると考えられる。なお、十分な安全確保措置が行われなかった場合、感電・火災等により公共安全が脅かされる可能性がある。</p> <p>従って、自治体で検討中の事業において想定されている電気自動車等から一般用電気工作物に電気を供給する方法、およびその方法と規制との間わりについて再度整理頂くほか、一般電気工作物への10kWを超える電気供給の具体的なニーズを確認頂いた上で、今後、個別に協議させて頂きたい。</p>	a	<p>【整理フラグ欄内容】</p> <p>i: 取組を実現するため、法令等の措置を行うことについて国と地方で合意に至ったもの</p> <p>ii: 取組を実現するため、法令等の措置を行うという方向性について合意に至り、一部条件等を詰めるための協議を継続するもの</p> <p>iii: 現行制度においても取組の実現が可能であることについて国と地方で合意に至ったもの</p> <p>iv: 自治体は省庁から提示された見解を受け入れたが、必要が生じた場合に改めて協議を行うもの</p> <p>v: 一旦協議を終了し、再提案に向けて提案者側で再検討を行うもの</p> <p>vi: 国と地方の間に見解の相違があり、合意に至らなかったもの</p>